

## 大学の世界展開力強化事業（平成 23 年度採択）事後評価要項（案）

平成 28 年 3 月 日

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

国際化拠点整備事業費補助金（以下「補助金」という。）により実施される「大学の世界展開力強化事業（平成 23 年度採択）」の事後評価は、この評価要項により行う。

### 1. 評価の目的

「大学の世界展開力強化事業（平成 23 年度採択）」の取組状況や成果、目標の達成状況及び補助期間終了後の展開等について評価を行い、その結果を採択大学に示すとともに社会に公表することにより、①我が国の大学教育のグローバル展開力の強化とともに、高等教育の質の保証を図りながら、日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入を行うアジア・米国・欧州等の大学との国際教育連携の取組を推進すること、②採択大学で構築された大学間交流プログラムの補助期間終了後の持続的な展開を促進すること、③採択大学の取組が広く国民の理解を得られるよう促進していくことを目的とする。

### 2. 評価の時期

平成 28 年度に事後評価を実施する。

### 3. 評価の対象年度

平成 23 年度から平成 27 年度末までの取組状況を対象とする。

なお、補助期間終了後の計画等も対象に含める。

### 4. 評価の体制

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会（以下「委員会」という。）の下に、有識者からなる評価部会を設置し、事後評価を実施する。

なお、評価部会委員は、委員会の委員及び専門委員（本プログラムの選定に係る審査を担当した者を中心とする専門家や有識者）によって構成することとする。

## 5. 評価の実施

各事業の取組状況や成果、目標の達成状況及び補助期間終了後の展開等の評価を行うに当たり、当該評価の公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価項目、評価方法（評価資料、評価過程、手続き等）は次のとおりとする。

### (1) 評価項目

#### (I) 項目別評価

##### 1. 取組状況及び成果

以下の項目ごとに、取組状況及び成果について評価を行う。

##### ① 交流プログラムの枠組み（プログラムの内容・方法等）

- ・ 単位の相互認定や成績管理、学位授与を実施する質の高いプログラムが行われていたか。
- ・ 将来的にコンソーシアム内外の協働教育の充実・発展、我が国の大学の教育研究活動の発展や国際競争力の強化につながるような先導的なプログラムが行われていたか。
- ・ 将来グローバルに活躍できる人材の育成に資するプログラムの設定や教育の提供が行われていたか。

##### ② 質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成

- ・ 交流プログラムを実施するに当たり、単位の相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっていたか。
- ・ 相手大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）、学生の履修順序、単位の相互認定の手續、アカデミックカレンダーの相違等について留意し、交流プログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう配慮されていたか。
- ・ 各国の人材育成ニーズに合わせた教育の提供に留意したものとなっていたか。
- ・ 国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験又は国内大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、FD等による教員の資質向上など、質の高い教育が提供されるよう交流プログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られていたか。
- ・ 透明性、客観性の高い厳格な成績管理（コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど）、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視していたか。

##### ③ 外国人学生の受入れ及び日本人学生の派遣のための環境整備

- ・ 外国人学生及び日本人学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間の十分な連絡・情報共有体制が整備されていたか。
- ・ 外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されていたか。

- ・受け入れた外国人学生が学業に専念できるよう、履修指導、教育支援員・T A等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られていたか。
- ・留学中の日本人学生が学業に専念できるとともに、帰国後の学業生活や就職活動等にも支障のないよう、留学中の日本人学生への必要な情報の提供やインターネット等を通じた相談体制の構築等がなされていたか。
- ・日本人学生に対して、海外への派遣前から帰国後にわたり、履修面・学習面・生活面にわたるサポート（履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等）が推進されていたか。
- ・単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられていたか。
- ・大学間交流の発展に向け、参加学生のOB会の立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポート体制の構築等が図られていたか。
- ・緊急時、災害時の対応のための留学中の日本人学生や受け入れた外国人学生をサポートするリスク管理への配慮が十分になされていたか。
- ・国内外でのインターンシップによる企業体験の機会確保や、日本人学生の現地就職説明会参加、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣など、産業界との連携が十分に図られていたか。

④ 事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及

- ・質の保証を伴った大学間交流の充実・発展のため、実施大学だけでなく他大学の学生も参加できる取組が設けられるなど柔軟で発展的なものとなっていたか。
- ・大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、事業の意義及び方向性を明確に位置づけるとともに、相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制が構築されていたか。
- ・事業の実施、達成状況を評価し、改善を図るための評価体制が整備されていたか。
- ・本事業の取組に対応するため、事務局機能を強化するなど事業をサポートする全学的体制の充実（交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、事業運営上の関係者間の調整など）が図られていたか。
- ・招聘した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置できるよう、事務職員の能力向上を推進していたか。
- ・質を保証する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細など必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信を行うものとなっていたか。（特に、中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年6月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目に留意した情報発信を行うものとなっていることが望ましい。）

- ・取組を通じて得られた成果について、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の報告の場を設けて、各大学や学生、産業界等への普及を図るものとなっていたか。

⑤ 留意事項への対応等

- ・大学の世界展開力強化事業審査結果及び中間評価結果における留意事項への対応を適切に行っていたか。
- ・①～④の項目以外に特記すべき成果があったか。

2. 目標の達成状況

以下の項目ごとに、目標の達成状況について評価を行う。

- ① 達成目標
- ② 本事業計画において海外に留学する日本人学生のうち、一定の外国語力スタンダードをクリアした学生数
- ③ 本事業計画において海外に留学する日本人学生数
- ④ 本事業計画において受け入れる外国人学生数
- ⑤ 交流学生数

3. 今後の展開及び我が国の大学教育のグローバル展開力の強化に対する貢献

以下の項目について評価を行う。

- ・補助期間終了後も、明確な事業計画や資金計画を策定し、本事業の成果を活かした活動が自主的・恒常的に行われているか、もしくは行う予定があるか。
- ・我が国の大学教育のグローバル展開力の強化に貢献することが期待できるか。

なお、1. 取組状況及び成果、2. 目標の達成状況の評価するに当たっては、経費（補助金）が適切かつ効果的に使用されたかについても考慮の上、評価を行う。

**（Ⅱ）総括評価**

「（Ⅰ）項目別評価」における評価結果を踏まえ、事業全体の実施状況・実績や今後の展望等を勘案し、事業目的の実現状況について評価を行う。

**（2）評価方法**

事後評価は、委員会のもとに設置される「評価部会」（参考1. 評価体制に記載）において、各事業を対象に書面評価及び必要に応じて面接調査、現地調査を行い、その結果に基づく合議評価により実施する。（参考2. 評価手順を参照）

評価部会は、審査結果等も活用し、評価対象に応じた適切な方法により、評価目的が達成されるよう、中立・公正かつ効率的・効果的な評価を行う。

### ① 書面評価

評価部会委員は、各事業について次の評価資料により書面評価を行い、合議により書面評価結果を取りまとめる。

- ・ 事後評価調書及び参考資料
- ・ 構想調書
- ・ 採択時の審査結果表
- ・ 中間評価結果
- ・ 海外相手大学追加調書（事業採択後に海外相手先大学を追加し、当該調書を提出した大学のみ対象）

### ② 面接調査

評価部会委員は、書面評価結果を踏まえ、不明な点や関係者から直接聴取すべき事項等があり、書面評価だけでは適切な事後評価ができないと判断される事業においては、面接調査を行い、質疑応答等を行うことにより、取組状況等を十分に把握し、評価に反映させる。

なお、面接調査に当たっては、評価部会において実施要領を定める。

### ③ 現地調査

評価部会委員は、書面評価結果（及び面接調査を実施した場合は面接調査結果）を踏まえ、不明な点や現地で確認すべき事項等があり、書面評価（及び面接調査を実施した場合は面接調査）だけでは適切な事後評価ができないと判断される事業においては、現地調査を行い、教育現場における教職員や学生との面談、関係施設の視察等を行うことにより、取組状況等を十分に把握し、評価に反映させる。

なお、現地調査に当たっては、評価部会において実施要領を定める。

### ④ 合議評価

評価部会委員は、書面評価結果（及び実施した場合は面接調査結果、現地調査結果）を踏まえて合議評価を行い、各事業の評価結果や助言等をまとめる。

### ⑤ 評価の決定

評価部会は、各事業の評価結果をまとめ、採択大学に対し事前にその内容を開示する。採択大学から、開示された評価結果に対して意見の申し立てがあった場合には、その申し立て内容について、再度審議を行い、評価結果をまとめる。

委員会は、評価部会における評価結果について全体調整を行い、各事業の評価結果を決定する。

### (3) 評価結果

評価は、下表の5段階評価で行うものとし、事後評価結果は、総括評価及び評価結果に関するコメントで構成する。

#### (I) 項目別評価

##### 1. 取組状況及び成果

評価	評語
S	事業計画を上回る取組が行われている。
A	事業計画に対し、十分な取組が行われている。
B	事業計画に対し、取組がやや不十分である。
C	事業計画に対し、取組が不十分である。
D	事業計画に対し、取組が極めて不十分である。

##### 2. 目標の達成状況

評価	評語
S	目標を上回っている。
A	目標を達成している。
B	目標をやや下回っている。
C	目標を下回っている。
D	目標を大幅に下回っている。

##### 3. 今後の展開及び我が国の大学教育のグローバル展開力の強化に対する貢献

評価	評語
S	確実に期待できる。
A	期待できる。
B	ある程度期待できる。
C	あまり期待できない。
D	ほとんど期待できない。

#### (II) 総括評価

評価	評語
S	取組状況、目標の達成状況ともに事業計画を上回る成果をあげており、事業目的は十分に実現された。
A	取組状況、目標の達成状況ともに事業計画を概ね満たしており、事業目的は実現された。
B	取組状況、目標の達成状況が事業計画をやや下回っているが、事業目的はある程度実現された。
C	取組状況、目標の達成状況が事業計画を下回っており、事業目的はあまり実現されていない。
D	取組状況、目標の達成状況が事業計画を大きく下回っており、事業目的はほとんど実現されていない。

## 6. 開示・公開等

### (1) 委員会等の審議内容等の取扱いについて

i) 委員会の会議、会議資料及び議事要旨は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定した時は、この限りではない。

- ① 評価（人選を含む。）に関する調査審議の場合
- ② その他委員長が公開することが適当でない判断した場合

なお、専ら評価に関する調査審議を行う評価部会の会議及び会議資料については、評価の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

ii) 委員会は、各事業の事後評価結果を文部科学省に報告する。また、補助期間終了後の大学間交流プログラムの持続的展開に資するため、各事業を実施した大学に対し、評価結果を開示するとともに、評価結果及び取組状況等をホームページ等に掲載し、採択大学の取組が広く国民の理解を得られるよう促進する。

### (2) 委員の氏名等の公開

① 委員会の委員の氏名は、予め公表する。

② 評価部会の委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の氏名については、事後評価結果の公表後に公表する。

## 7. 委員及び専門委員の遵守事項

### (1) 利害関係者の排除

範囲

- ① 委員等が当該大学に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- ② 委員等が当該大学の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- ③ その他、委員等が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

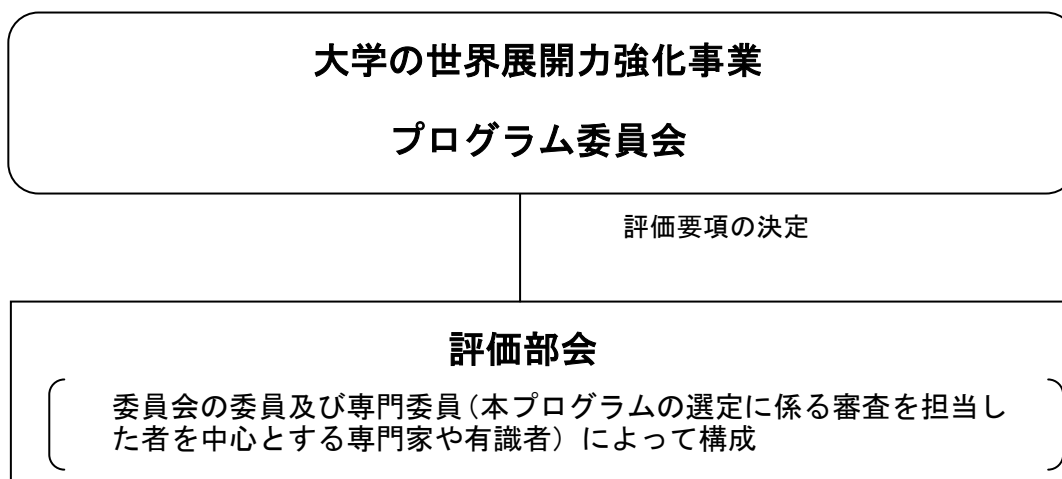
### (2) 秘密保持

- ① 評価の過程で知り得た個人情報及び対象大学の評価内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ② 委員等として取得した情報（調書等各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

## 8. その他

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は委員会の下に設置される評価部会において定める。

### 参考1. 評価体制





## 参考2. 評価手順

